

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 回 総 会

平成 2 7 年 5 月 8 日

第3回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年5月8日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市役所2階 第1会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史

浦 坪 昇 小 瀬 功 栗 須 幹 生

(欠席委員) 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について  
(2) 非農地証明願いについて

その他 (1) 農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積について

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は24名であります。欠席の届出は、24番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第3回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、5番原田委員、6番森岡委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第3回総会総括表、3条所有権移転は、1件で畑497.91㎡、計497.91㎡でございます。3条使用貸借権の設定は、1件で田1,950㎡、計1,950㎡でございます。5条所有権移転は3件で、田495㎡、畑231㎡、計726㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は5件で、田8,894.75㎡、計8,894.75㎡でございます。非農地証明願いは1件で、畑350㎡、計350㎡でございます。合計は、11件で田11,339.75㎡、畑1,078.91㎡、総合計は12,418.66㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請及び農地法第3条の規定による使用貸借権の設定許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町字久保川■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積148㎡ほか計4筆497.91㎡でございます。譲渡人は三重県四日市市■■■■。理由は遠方に居住し、高齢のため耕作困難ということでございます。譲受人は新鹿町■■■■。所有面積、耕作面積ともなしです。農作業歴は27年です。通作距離又は時間は徒歩3分です。世帯員等従事者は2人です。理由は農業経営をし、野菜類栽培をするということでございます。

農地法第3条の規定による使用貸借権の設定の1番、新鹿町字宮ノ上■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積1,950㎡でございます。貸渡人は、兵庫県明石市■■■■。理由は遠方に居住し耕作困難なためということでございま

す。借受人は新鹿町■■■■。所有面積、耕作面積ともなしです。農作業歴は27年です。通作距離又は時間は徒歩15分です。世帯員等従事者は2人です。理由は、農業経営をし、野菜類栽培をするということでございます。

第1号議案の所有権移転の1番、使用貸借権の設定の1番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番及び使用貸借権の設定の1番について、新鹿町お願いいたします。

3番（山本委員） 3番、山本です。

第1号議案の1番について説明をさせていただきます。申請場所は、新鹿町の■■■■の後方に面した住宅街の一角に畑があります。譲渡人である■■■■さんは、遠方に住んでいまして、高齢者のため耕作困難ということで譲受人の■■■■さんに所有権の移転をしたいという案件です。■■■■さんは長年、空家として■■■■さんが所有していました住宅を昨年改修いたしまして、子供さんが来た時の用意をしていました。その前に野菜畑を作るということで、要件は最適かと思っておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、第1号議案の使用貸借権の設定について説明させていただきます。場所は、新鹿町中山地内にあり、高速インターを降りて新鹿小中学校の正門を少し過ぎて右に入りますと新鹿樹園地農道の入口があります。そのまま約2分ほど走行していただきますと農道の下に大きな住宅が1戸建っています。その下の方に申請地があります。申請の内容は、事務局の説明のとおりで、貸渡人の■■■■さんの母親と■■■■さんの妻は姉妹の関係です。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、委員の皆さん、ご意見があれば発言をお願いいたします。

（なし）

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請及び農地法第3条の規定による使用

貸借権の設定許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字栃ノ木 [ ]番 [ ]、台帳田、現況休耕、面積170㎡でございます。譲渡人は三重県津市 [ ]。譲受人は井戸町 [ ]。転用の目的・施設の内容等ですが、駐車場用地で、車3台分31.50㎡、物置が24㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、誓約書、始末書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、久生屋町字西地 [ ]番 [ ]、台帳畑、現況休耕、面積231㎡でございます。譲渡人は久生屋町 [ ]。譲受人は井戸町 [ ]。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅二階建て、建築面積が68㎡を1棟新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

3番、五郷町寺谷字ツユノ口 [ ]番 [ ]、台帳田、現況田、面積325㎡でございます。譲渡人は五郷町寺谷 [ ]、 [ ]。譲受人は南牟婁郡御浜町大字阿田和 [ ]。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で、住宅平屋建て、建築面積が105㎡を1棟新築するということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、造成計画図、建物平面図、建築確約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、3番については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。



申請地の周囲は、住宅と田圃が混在する地域でございますが、家庭排水等は、合併浄化槽から近くの市道に埋設された下水管に接続するという事で、周辺への影響はまったくないというふうに考えております。すぐ近くに最近建てた家もあるわけなんですけども、この家も同じような下水管の処理をしておいりまして、全く問題はございませんでしたので、今回もそのように判断させていただきました。ここは、どことも同じように少子高齢化が進んでおりまして、そのなかで家を新築するということは非常に少ない地域でございますので、こういうふうにはほかの地域から五郷へ来てくれるということは、大歓迎でございますので、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、皆さんよろしくご審議していただきますようお願い申し上げます。以上です。

議 長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

第2号議案の1、2、3番につきましては、地元委員さんの言うとおりで、私からは何も申し上げることはございません。以上です。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町小阪字平■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積1,076㎡  
ほか計2筆1,595㎡でございます。利用目的といたしましては紫蘇栽

培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府茨木市■■■■。借受人は飛鳥町佐渡■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

2番、育生町長井字下長■■■■番、台帳田、現況田、面積1,104㎡ほか計2筆2,145㎡のうち2,057.75㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町長井■■■■。借受人は育生町長井■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

3番、育生町大井字田野々■■■■番、台帳田、現況田、面積2,669㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、御浜町阿田和■■■■。借受人は育生町大井■■■■。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

4番、紀和町赤木字中ノ■■■■番、台帳田、現況休耕、面積776㎡ほか計2筆1,443㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町赤木■■■■。借受人は波田須町■■■■。取り扱いには熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

5番、紀和町赤木字中ノ■■■■番、台帳田、現況休耕、面積1,132㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、紀和町赤木■■■■。借受人は波田須町■■■■。取り扱いには熊野市農地銀行紀和支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいた



します。1番について飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

利用権の設定について説明させていただきます。これは新規になっておりますが、以前■■■■さんという方と共同で経営をしております、■■■■さんは現在紫蘇を植えております。これは再設定のような形ですので、何も問題はないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、2番について育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

利用権設定の2番について説明させていただきます。内容は事務局の方から説明のあったとおりでありまして、再設定でもあり何の問題もございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長 次に、3番については、辻本委員が借受人となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により辻本委員の退席をお願いいたします。

（辻本委員退席）

議長 それでは、3番についてお願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

利用権設定の3番について説明いたします。ただいま事務局の説明があったとおりでございまして、再設定ということで何ら問題ないと思います。むしろありがたく思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、4番及び5番について紀和町お願いいたします。

21番（福岡委員） 21番、福岡です。

利用権の設定の4番、5番について説明させていただきます。4番と5番は田圃がひっついておりますので一括して説明させていただきます。波田須町の■■■■さんという方が借り受けになっておりますが、この方の従業員が地元におりまして、その方が耕作をするということで、機械は■■■■という方の耕運機、田植機、乾燥機などそろっておりますのでそれをお借りするというところでございます。波田須町から持って来ようかと言っておりましたんですけども、借りれるんでしたら近くでということで、従業員の方もこっちでおりますのでその方が耕作をするというようなところでございます。荒れた田圃でございまして、地元委員としては、赤木城の城跡のすぐ前でございまして田圃が荒れると大変汚くなっておりますが、耕作をしてくれる、

黒米を作るということでございますので大変ありがたく思っております。地元委員としては何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

(辻本委員入室着席)

議 長 次に承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字下モ地■■■■番、台帳畑、現況宅地、面積350㎡でございます。出願者は有馬町■■■■。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和60年に願出人が居宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図(案内図)、現況写真、建物配置図、課税明細書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について有馬町お願いいたします。

9番(大江委員) 9番、大江です。

承認事項2について説明させていただきます。現地は、有馬町山崎地内のオレンジ道路、ちょうど山崎運動公園の辺りになりますけど、その山側の傾斜地にあって、周囲には住宅が建ち並んでいるところです。

申請人は、昭和60年に退職をし、大阪から帰郷して、親から相続した現在の土地に住宅を建て住み始めたということです。同じ敷地内には、60年以上も前に建てられたという、古い住宅も残っております。現在の住宅が建てられてから、すでに30年近く経っておりますし、農振農用地区域内でもないので、非農地証明の基準に照らし合わせても、地元委員としてはなんら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があればお願いします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項2につきましては、地元委員の言うとおりの何ら問題ないと思います。

議長 農地部会長さんからも、特に問題がないとのことですので、お諮りいたします。

承認事項2 非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項で、農地法第3条第2項第5号の下限面積の別段面積についてを議題といたします。事務局から説明をいたさせます。事務局

事務局 お手元に配布させていただいております、農地法第3条の別段面積の設定についてという資料をご覧ください。

最初に別段面積を設定する場合の基準について説明させていただきます。条文につきましては、わかりやすいように必要な部分のみ記載しておりますのでご了承ください。

別段面積の設定につきましては、農地法第3条第2項第5号に、農地についての所有権等の権利を取得しようとする者又は世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が、北海道では2ヘクタール、

都府県では50アールに達しない場合には、その権利の取得を許可することができない。ただし、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積に達しない場合にその権利の取得を許可することができない。と規定されております。

また、農地法施行規則第17条の農林水産省令では、別段面積を設定する場合の基準が定められておまして、第1項では、(1)設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。(2)農業委員会が定めようとする別段の面積単位は、アールとし、その面積は10アール以上であること。(3)農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数の概ね100分の40を下らないように算定されるものであること。

第2項では、設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。とされておまして、(1)当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。(2)当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において50アール未満の農地を耕作の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。とされ、この二つのいずれにも該当する場合には、第1項にある10アール以上とか、100分の40を下らないとかの規定にかかわらず、農地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすることができるとされております。

また、農地法関係事務に係る処理基準というものがありまして、農地法第3条第2項第5号の別段面積の判断基準が示されておまして、別段面積の設定は、平均的な経営規模が小さい地域等において同号に規定する面積、都府県にあつては50アールが、その実情に適さないと判断される場合には、

先ほどの規則第17条第1項の規定により行う。さらに、高齢兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合には、同条第2項の規定により行うこととする。とされ、別段の面積を定めようとする場合には、例えば、次によることが考えられる。とされております。

アとしまして、規則第17条第1項第3号の耕作の事業に供している者の数については、農林業センサスの調査結果である市町村、旧市町村等の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用する。

イとしまして、上記アによる設定区域内の農家の経営規模別分布状況から、規則第17条第1項第3号の概ね100分の40を下らない面積を算出し、その算出した面積以上の面積で、当該地域の農業振興計画等を考慮して定める。

ウとしまして、規則第17条第2項の規定により設定される面積は、10アールを下回ることも可能である。

エとしまして、規則第17条第2項第1号の現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する地域とは、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、農地に関する権利の取得に際する下限面積要件の弾力的な運用により、農地の保全及び有効利用を図ることが必要な地域をいう。

オとしまして、同項第2号の当該設定区域及びその周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとは、下限面積に満たない小面積での農地利用者が増加しても、設定区域及びその周辺地域における集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障を及ぼすおそれがない設定区域の位置及び規模であることであり、地域の農地の保有や利用の状況及び将来の見通し、当該区域及び周辺地域の農業者の営農に関する意向等を十分に考量して判断する必要がある。とされております。

また、都道府県知事に対する通知については、農業委員会は、別段の面積を定めたときは、県知事にその内容を通知するものとする。とされております。

次に4ページをお願いします。熊野市農業委員会の別段面積設定の経緯

について説明させていただきます。

平成21年12月1日開催第9回農業委員会総会におきましては、平成21年12月15日施行の改正農地法により、それまでは、別段面積は農林水産省令で定める基準に従い都道府県知事が定めるとされておりましたが、農業委員会が地域の実情に応じて、農林水産省令で定める基準に従い、基準面積の範囲内で別段面積を定め、公示したときは、その面積を設定できるようになりました。このことを受け、平成14年8月27日に三重県が定めた別段面積を、引き続き熊野市農業委員会が設定する別段面積とすることが総会において決定されております。

また、平成23年7月8日開催第27回農業委員会総会においては、下限面積の別段面積の設定及び修正について、2010年農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数の調査結果を基に協議を行った結果、該当地域の戸別経営規模・農地の耕作状況等から適切であると判断したことにより、別段面積の設定及び修正は行わないことと決定されております。

6ページの別表、経営耕地面積10aきざみ総農家数というのをご覧ください。また、7ページ8ページにはその表のうち旧有井村、現在の有馬と井戸地区と旧神志山村、現在の久生屋・金山地区を円グラフにしたものです。まず6ページの表をご覧ください。

2010年農林業センサスの経営耕地面積規模別農家数の調査結果を基に、下限面積以下の農家数の割合を農地法施行規則第17条第1項の農林水産省令で定める基準に照らし合わせて見てみますと、表の中断にあります、旧有井村、現在の有馬、井戸地域については、下限面積を30アールとすると、太枠で囲ってある中にありますように、30アール未満の農家数割合が57.21%、その下の方の旧神志山村、現在の金山、久生屋地域については、下限面積50アールで、50アール未満、0.5ha未満の農家数割合は45.74%で、この二つの地域は、下限面積以下の農家数が、40%、100分の40を下っていないので設定基準を満たしています。

その他の地域は、設定している別段面積未満の農家数はいずれも40%を下っており、40%以上になるようにするには、10アール以上づつ上げないといけないこととなりますが、経営規模が小さく、農家数も少ないことから、今のところ以前に県が定めた別段面積を変更することなく使用しているところ です。

旧神志山村、金山、久生屋地域については、下の段にあるように別段面積を40アール、0.4haと設定した場合、農地法施行規則第17条第1項の農林水産省令で定める基準に照らし合わせてみると、40アール未満の農家数は全体の37.23%となり設定基準の40%を下回ることになってしまいます。

そこで、金山・久生屋地区につきましては、半数以上の農家が50アール以上の農地を持っていること、また、金山、久生屋地区には認定農業者がおられること、更には隣接する御浜町は全地区において別段面積を定めず下限面積を法律どおりの50アールとしていることから、現在の下限面積50アールが妥当ではないかということで、平成23年の総会で承認されています。

また、9ページには、県内の各市町の別段面積の設定状況の一覧表を付けさせていただいておりますので、ご一読ください。

以上、別段面積見直しについて議論していただくための資料にさせていただけたらと思います。

また、すぐにこの場で議論をとというのも難しいと思いますので、この資料を持ち帰っていただき、ゆっくり目を通していただきながら検討していただけたらと思います。以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明いたしました別段面積については、今後議論を進めていきたいと思いますが、何かご質問等はありませんか。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

今、会長のお言葉の中で議論を進めていくということは、変更を前提とした議論を進めていくということですか。

議長 そういうわけではありません。全ての面で、ゆっくり見ていただいて議論をしていただきたいと思います。思っております。

議長 ほかにありませんか。

（なし）

議長 ほかになければ、本日の資料をゆっくりと目を通していただいて、各自ご検討をお願いいたします。と思います。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

（なし）

議 長 それでは、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

第1回総会でもお知らせいたしました但、本日、4月分の報酬を委員さん指定の口座に振り込みさせていただきます。報酬からは、互助会費2千円と新聞代700円と所得税を天引きさせていただきます。なお、新しく委員になられました方につきましては、新聞代は来月分よりの天引きとなりますのでご了承ください。

また、お手元に、互助会の会計報告を配布させていただきますので、大変遅くなって申し訳ありませんでしたがよろしくお願ひします。

次に、次回の現地調査は、6月1日月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、議案に関係される委員さんにはよろしくお願ひいたします。

また、次回の第4回総会は、6月10日水曜日、午前9時30分から市役所2階第1会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。現地調査、総会の日程につきましては、第1回総会の時に予定表を配布させていただきますので、今後の予定につきましてはそれをご覧くださいようお願ひします。事務局からは以上でございます。

議 長 これをもちまして、第3回総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午前10時17分)